

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年2月3日（木曜日）

午前11時24分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時12分 散会

付託事件

議案第1号中第1表中歳出中第3款、報告第1号中第1表中歳出、報告第2号中第1表中歳出

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）中第1表中歳出中第3款（民生費）
- ② 報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））中第1表中歳出
- ③ 報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））中第1表中歳出

2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

委員	中庭次男君	委員	綿引健君
----	-------	----	------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉総務課長	堀江博之君
障害福祉課長	平澤健一君		
保健医療部長	大曾根明子君		
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡淳君	書記	堀江良君
--------	------	----	------

午前11時24分 開議

○木本委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日は新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、執行部の出席は各部長及び報告事項の関係課長等として最小限にとどめておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第1号ほか2件であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに、執行部に提出案件の説明を求め、次に、質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか2件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出案件の説明を願います。

初めに、議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）中第1表中歳出中第3款（民生費）について、執行部から説明願います。

初めに、1項社会福祉費について。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

内容につきましては、恐れ入りますが、議案書②令和3年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ひとり親世帯緊急生活支援金経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当受給者等に対し、支援金を支給するものでございます。

給付の概要につきましては、茨城県が補正予算を講じ実施いたします対象児童1人当たり5万円の給付金に、本市独自で5万円を上乗せし、10万円として給付するものでございます。財源は県、市とも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしてございます。

補正予算額は事業費が約2,500世帯、児童数3,800人を見込み、3億8,000万円、事務費といたしまして、会計年度任用職員等の人件費、郵送料、振込手数料など300万円、あわせて3億8,300万円でございます。

支給対象者の要件は3つございまして、まず、令和4年1月分の児童扶養手当受給者、それから、公的年

金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている方、このいずれかに該当する方が対象となります。

支給手続及び支給スケジュールにつきましては、児童扶養手当受給者の方に対しましては、口座情報等を活用し、申請いただくことなく、3月11日の児童扶養手当支給日にあわせて支給をしたいと考えております。

このほか、年金受給者と家計急変者につきましては、対象となる可能性のある方に案内通知を発送するなどし、御自身により申請いただくこととなりますが、4月末を申請期限とし、順次支給を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○木本委員長 次に、2項児童福祉費について。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、同じく議案書②4ページ、5ページを御覧いただきたいと存じます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、障害児を養育する世帯の生活を支援するため、障害児福祉手当、または水戸市中心身障害児福祉手当の受給世帯に対し、支援金といたしまして、児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

対象者でございますが、基準日を令和4年2月1日時点といたしまして、約760名を見込んでおります。所要額1,520万円の補正を行うものでございます。

支給方法といたしましては、市が把握しております手当の口座情報を活用いたしまして、市よりプッシュ型で給付を行う形を取ってまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○木本委員長 次に、報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））中第1表中歳出について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の5ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号）につきまして、令和3年12月22日付で処分いたしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書③令和3年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

3款民生費、4項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきまして、21億700万円を増額補正したものでございます。内訳は5ページの説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する臨時特別の給付金として、ゼロ歳から18歳までの児童を養育する保護者などに対し、先行給付として、先に11月18日に専決処分をいたしました児童1人当たり5万円に加えまして、今

回追加分として5万円を給付するものでございます。

世帯数は約2万8,000世帯、児童数4万2,000人を見込み、給付金が21億円、事務費として、郵送代、振込手数料、システム改修費など700万円を計上しております。

児童1人当たり10万円とする給付金全体の支給手続と時期につきまして、御報告をさせていただきたいと思っております。支給対象者のうち、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び遺児養育手当の受給世帯につきましては、市の口座情報等を活用し、申請をいただくことなくプッシュ型で、昨年12月17日、27日、2回に分けて支給してございます。これにより、約1万8,000世帯、31億円を執行したところでございます。

このほか、申請が必要な世帯といたしましては、公務員世帯とお子さんが高校生のみで手当の口座情報がない世帯、それから、3月31日までに生まれる新生児がいる世帯となりますが、この方々につきましては、ホームページ、「広報みと」、SNS等を活用して、周知に努めているところでございます。

1月6日から申請を受け付けておりまして、順次支給を進めているところでございます。今後は申請がまだの世帯に対して、漏れなく手続ができるよう、案内通知を発送する等によりまして、支給を進める予定でございます。

説明は以上でございます。御承認をよろしくお願いいたします。

○**木本委員長** 次に、報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））中第1表中歳出について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○**堀江福祉総務課長** それでは、議案書①9ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分について御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号）につきましては、10ページにございます別紙をお開き願います。

国により、令和3年度補正予算を活用いたしまして、総額39億円の増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案書③令和3年度補正予算に関する説明書12ページ、13ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費におきまして、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、令和3年度に市民税非課税世帯及び令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、市民税非課税世帯相当の水準に落ち込んだと認められる世帯に対し、迅速に10万円を給付するため、給付金38億円と事務費1億円をあわせ、39億円の増額補正を講じたものでございます。

給付対象となります令和3年度の市民税非課税世帯の方には、先月28日に関係書類を送付したところでございます。また、家計急変世帯につきましては、申請手続が必要となり、申請期限は令和4年9月30日までとなっております。引き続き制度の周知に努め、給付対象者にできるだけ早く支給できるよう、迅速かつ適切に推進してまいります。

説明は以上でございます。

○木本委員長 以上で、提出案件についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）中第1表中歳出中第3款（民生費）について質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 まず、ひとり親世帯緊急支援につきまして、幾つかお聞きします。

今の御説明だと、児童扶養手当受給者等の等の部分で2パターンあるということでしたけれども、こちらの、特に3番目、家計急変世帯の把握がなかなか難しいかと思うんですけども、具体的にはどんな形で把握するのかと、あと、どのくらい見込んでいらっしゃるのか。

もう1点は、後で出てくる生活困窮世帯緊急支援は9月が締切りだけれども、ひとり親世帯緊急支援は4月が申請期限ということでした。この期間が短い感じがするんですけども、この辺は、どういう考え方なのか、お願いします。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

支給対象者の要件のうち、家計急変世帯に関しましては、具体的には令和3年1月以降の家計が急変した、収入が児童扶養手当の受給者と同じ数字となっている方を対象としてございます。こちらは県の制度設計と同等の市の上乗せ分という形になりますが、こちらの把握の仕方といたしましては、独り親で児童扶養手当の受給資格は持っているけれども、所得が上回っていて、全額支給停止になっているような方に関しましては、独り親のデータ、児童扶養手当の受給資格者としてのデータを活用しながら、まずは御案内して、家計急変していれば教えていただくというような御案内を予定してございます。予算といたしましては、約100世帯、150人の児童分を見込んでいるところでございます。

2つ目の御質問の申請期限につきましては、繰越明許によりまして、令和3年度中の支給として予算を構築していくこととし、県の仕組みに沿った形で、4月末を期限とし、5月末までの振込というような手続を考えております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

そうしますと、とにかく必要なところに確実に届くように努力していただきたいのと、期限が短いので、鋭意頑張ってくださいと思います。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ひろ親世帯緊急生活支援金なんですけれども、例えば親御さんが、お父さんとお母さんが、離婚はしていないんだけど、いろんな事情で別居して、お母さんと、例えば子どもさんが世帯主から離れちゃっている、別に暮らさざるを得ない。でも、児童扶養手当の世帯主としては、お父さんになってしまったというときは、お父さんに10万円入ります。ただ、本当は入るべき子どもさんのもとにはお金が入らなくなっちゃう、こういうケースが、これは国会でも取り上げていましたけれども、こういう場合の対処の仕方というのは、考えていらっしゃるのかどうか。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

御質問は、子育て世帯の給付金の件でよろしいでしょうか。この補正予算に関しまして、独り親の児童扶養手当受給世帯の件ですが、それについて御説明いたしますと、令和4年の1月分の児童扶養手当の受給者に対して、まずプッシュ型で支給する制度になってございまして、基本的には、児童扶養手当の支給要件としては、DV避難等で戸籍はそのままですが、避難して子どもと一緒に暮らしているというような方は、対象になってくるものでございます。

なので、12月中に御申請いただいた方が児童扶養手当の受給資格者となりますので、こちらに対して、緊急生活支援金を支給してまいりたいと考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 プッシュ型はプッシュ型で役所にデータがあるんで結構なんですけれども、家計が急変した世帯にも支給されるという家庭に対して、先ほど申し上げたような、実質独り親になっていますと、戸籍上はなっていません、でも、申請はできませんという方はどうされるか。それはもう対象にならないということではよろしいでしょうか、それとも、対象になるのか。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

原則として、独り親に対する給付という児童扶養手当の制度を活用するものでございますので、先ほど申し上げた例外的なDV被害者等で要件を満たす方でなければ、生活の実態を詳細にお聞き取りするケースはございますけれども、原則として独り親世帯を対象とするということでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 実質的な部分、この制度自体がなぜできたかという、独り親世帯で子どもさんと独り親、御両親がそろっていないということで、コロナの影響で大変な状況になっていると。その方々を支援するための県と国の支援制度という、制度の根本的な部分をちょっと見ていただいて、ちょっと申し上げているように、実質的にはもう1人で子どもさんを見ていますと、DVでも、市役所のほうでは把握されていないけれども、実際にはそういう方がいらっしゃるの、そういう方に対する手当は必要なんではないでしょうかということ、それが本来のこの制度の趣旨の一つになっているはずなんです。

○木本委員長 答弁求めますか。よろしいですか。

課長、答えられますか。

柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 質問にお答えいたします。

制度の趣旨といたしましては、委員御指摘のとおり、独り親でお子さんを養育する、経済的にもいろいろな意味でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯を対象としているというところでございます。要件になってまいりますが、児童扶養手当の受給要件といたしまして、やはり先ほど来申し上げている独り親ということが認められる方が対象となってくることでございまして、家計急変のところ、実態として、独り親というふうには、まず一番のプッシュということではなく、家計急変世帯として認めるときには、

支給対象者となってくるものと考えてございます。あとは申請内容を見させていただいて判断していくようになってございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今言っているのは制度上の話をしているだけで、実際には、今、例えば旦那さんが扶養権を持っているんだけど、旦那さんは扶養できなくて、別れた奥さんが子どもを扶養している、それなのに旦那さんのほうに振り込まれちゃっていて、当人のほうには行っていないという問題が、国会なんかでも、今、言われていて、自治体によっては、返還請求をして、改めて実際に面倒を見ている独り親のほうに配りますよと、こっちはそういうことがあれば配るんだけど、こちらの面倒を見ない旦那さん、もしくは、奥さん、この方たちには返還請求しますと。こういうふうな事例が、今、出ているわけです。そういうものについては、水戸市としては、逆に言うともうどう対応をするのか、しないのか。それはもう帳簿上でやるんですよというお考えも一つのお考えだと。そういう問題についてはどういうふうにお考えですか。もともと独り親世帯を援助するということなんで、実際に見ている人に行かなければ、これ援助にならないよね。だから、その辺についての考え方は何かおありなんではないかということだというふうに思うんですが。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 説明が十分でなく申し訳ございません。

まず、今回の議案のひとり親世帯生活支援特別給付金に関しましては、やはり児童扶養手当等に基づく支給対象者をベースとした制度設計となっておりますので、こちらの支給対象という意味では、戸籍等で要件を確認するという、通常の児童扶養手当の認定手続に沿った対象者と原則としてなってくるものと考えます。

委員御指摘の、別居して離婚はしていない、子育てを実際に行っていないほうの方に給付されているという件に関しましては、児童扶養手当でなく、児童手当のほうの支給の要件がまた別にございまして、こちらは、監護しているかどうかというところが要件となっておりますので、父母で別居している場合のケースは、別居して母親が子どもを養育しているというときには、監護者が母親となりますので、離婚しているかいないかにかかわらず、母親が児童手当の受給権は持っているというような制度でございます。それに沿って申しますと、父親ではなく母親が、専決のほうの子育て給付金のほうになります。支給要件を満たせば、そちらに10万円ということになるかということでございます。よろしく願いいたします。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の説明は法律上の問題だから、それはそれでよく分かるんだよ。ただ、実際に扶養権を持っている人が見てなくて、実は、お父さんかお母さんのほうの、扶養権を持っていない人が面倒を見ますよと。この件については、本来は面倒を見ている人のところに行くお金であるべきなのに、今の法律上からいけば、こっちにお金が行っちゃって、それでは不公平でしょうという問題があって、自治体によっては返還請求をしたり、改めてこちらのほうの、実際に面倒を見ている方に配ったり、そういうふうな手厚いことをやっている自治体もありますよ。水戸市は今回この独り親家庭については、それは、そんなのは関係なく法律上でやるんですよというお考えなのか、それとも、実際に面倒を見ている方のほうに行かなければおか

しいよねと。だから、そういうことについても手厚くやっていきますよというお考えなのか、どちらか。

○木本委員長 課長、これ、今の御質問で、課長が説明したのは、これ後からやるんですけれども、今回のひとり親緊急世帯支援で拾えない方は、こちらの専決処分後からやる子育て世帯緊急支援のほうで支給しようということ。

○袴塚委員 独り親でも、扶養権がある人のところへ行くと言っているんだよ、今。扶養権があるんだけど、実際に面倒を見ていない人がいますよねと。実際に扶養していないところに行っちゃって、本来お金をもらうべき人のところに行かない事例があるでしょう。それについては、水戸市はどうするんですかという問いだから、その後の部分とは全然違うんだ、これ、問題が。

○木本委員長 ということでございますので、課長もう一度丁寧な御説明をお願いいたします。

柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 度々申し訳ございません。こちらの児童扶養手当の制度の法律に基づく……

〔「だから、制度上でやるというふうな判断ならば、もうそれで終わりの」と呼ぶ者あり〕

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 独り親であることが、児童扶養手当の支給要件となつてございますので、離婚していない世帯に関しては、戸籍上は独り親とみなさないこととなりますので、両親どちらも、制度としては支給対象になつてございませんので。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の課長の説明を総合すると、水戸市はやらないという結論だと思うんだよ。水戸市はそういう人はやらないよと。僕が言っているのは、離婚しました。離婚はして、扶養をしますよということで届出もして、扶養はこっちの旦那なら旦那、奥さんなら奥さんのほうになっているんだけど、実際には面倒を見られなくて、奥さんか旦那さんのほうに、離婚はしていても行っちゃっている子どもさんがいて、そこにお金が行かないという問題もありますよということなんだよ。それについては、水戸市はやらないという、今そういう説明をされたと思うんで、もういいですよ、それで。

要するに、それでは、意見として言わせてもらえば、実際に面倒を見ている人のところに扶養手当が行かないとおかしくないですかという疑問が、我々は残っただけ。

○木本委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 度々申し訳ございません。

委員さん御指摘のとおりかと思えます。児童扶養手当の認定をするに当たりましては、実際に養育しているかどうかというところを申請段階で判断させていただく手続がございますので、実際には、父親のところに行っているけれども、だから、母親のほうは扶養手当をもらえないというようなことは、認定の時点でしっかりと判定をさせていただいているところでございます。その後、流動的な実態の変化もございまして、その都度御申請、御相談いただくということにより、児童扶養手当自体は適正な支給を進めているというところで、御理解いただきたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））中第1表中歳出について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 子育て世帯緊急支援につきまして、お聞きしたいのは、申請なしで受け取れる方は皆さんお聞きしたと思いますけれども、申請が必要な世帯については、今どのくらいの申請があって、どのくらい支給されているのかをお願いします。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは申請不要で支給できた件数につきましては、先ほど御説明いたしました年内支給で約31億円、3万1,000人分の児童ということになってございます。それ以降、申請受付は1月6日から始めてございますが、6日、7日にいただいた分をまず迅速にということで、1月21日に約500件、5,000万円ほどの支給が済んでございます。これ以降につきましては、1月28日までに申請をいただいた分を2月10日にお支払いを今進めているところでございまして、こちらが4億円を超える金額になる見込みでございます。こちらは紙の窓口申請と、郵送の申請と、いばらき電子申請サービスを活用した電子申請と3種類、いずれも選択していただけるような形で、順調に御申請いただいているかと考えております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

すると、4億円というと何件になる。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 失礼いたしました。

金額で4億円ですので、児童数で約4,000人分ということになっております。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、最初に見込んでおられた4万2,000人のうち、3万1,000人は支給された。あと1万1,000人ぐらいのうち、4,500件ぐらいが申請されているということだと、まだまだ半分ぐらいの方が届いていないか申請していないという状況だと思うので、そこに対しての、やっていらっしゃるんだと思うんですけれども、同じことになっちゃいますけれども、もらえる方が確実にもらえるような働きかけをどのようにされているか。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 周知についてお答えいたします。

一般的な周知方法といたしましては、2月1日以降の「広報みと」で、申請はお済みですかというような御案内と、ホームページに申請しやすくなるような工夫をしながら、更新をかけているところでございます。

それから、まだ申請状況が受給のほうの手続になっていないと思われる方のデータを、今、抽出の作業を

進めることとしておまして、それには所得要件をなかなか、こういった方も対象となってくる可能性もあるんですが、なるだけ精度を上げて、2月の月上旬に御案内をしたいというふうに考えてございます。

○木本委員長 すみません、土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

漏れなく届くように頑張ってください。よろしくをお願いします。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この件に関しましては、12月に10万円支給していただいた、早くやっていただいたことには感謝いたします。

土田委員も言われていたんですが、高校生、プッシュ型でできない申請が必要な方、私のところにも何件か相談がありました。これは黙っていればもらえるんですかと言うので、いや、黙っていたらもらえませんよと説明しまして、水戸市のホームページを見ていただいて、担当部署のほうに申請してくださいということで説明させていただきました。やはり分からないというのが、正直な御家庭の状況です。きちっと仕事されている、まだ若い方だったんですが、高校生のお子さんをお持ちの方でした。非常に分かりづらくなっている、こういう制度がありますよということを、メディアの報道なんかでは見聞きしているんですけども、黙っていれば来るのかなと思っちゃっている人もいらっしゃるんで、分かりやすい形で御案内いただきたいと思えます。

先ほどの説明で、申請がまだの方へは案内を送るという説明がありましたが、これはどういう方へどういう案内を送られるんですか。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

具体的には、既に新生児として生まれているお子さんから、高校3年生までの要件に該当する18歳までの世帯をまず抽出する形になろうかと思いますが、それで、既に支給をさせていただいた世帯を除く形で、残りの世帯に広く御案内を考えております。御案内の際には、申請用紙も同封する形で、申請手続きが進むようにというふうに考えてございます。しかし、やっぱり簡便な方法としては、電子申請の方法がございまして、そちらを優先して御活用いただけるようにというふうに考えてはいるところでございますが、進めてまいります。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 確認させていただきます。これは、申請期限というのはいつまでが期限になっているのかということ、今、用紙で案内していただくということだったので、それはしっかりやっていただければと思うんですが。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

申請期限につきましては、2月28日、2月末ということで御案内をしているところでございます。新生児については、3月31日までにお生まれのお子さんまでは対象となりますので、その方に関しては、児童手当の申請をいただくタイミングでということ、年度を超えることも想定しております。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））中第1表中歳出について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 先ほど議案について質疑しましたので、それ以外でちょっと1点だけ確認というかお聞きしたいんですけども、コールセンターができているかと思うんですけども、このコールセンターの具体的な体制についてはどのような形なのか。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

コールセンターの体制でございますが、給付金室を庁舎内に設けまして、体制としては10名程度で行っています。

以上になります。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

現状も案内が届いているというか、話が伝わり始めていると思うんですけども、現状1日どのくらいの問合せが来ているのでしょうか。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 お答えいたします。

まず令和3年度分の非課税世帯の方には、先ほど申し上げましたように、先週1月28日に支給要件の確認書を発送させていただいております。今週から、大分電話のほうも問合せいただいております、約200件ということで、件数のほうを把握してございます。

以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

先ほども言ったように、家計急変世帯とか、申請が必要な方に、これからどんどん周知をしていく中で、コールセンターにかかる相談も増えてくるかと思えます。ここにかからなくて諦めちゃうとか、やめちゃうとかならないように、条件にあわせて拡充するなり方策を取って、漏れなく届くようお願いいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 この件は、申請が必要な方が住民税非課税相当の方と、ここは非常にちょっと分かりづらくなってしまうんですが、内閣府のこの通知を見ますと、じゃ、住民税非課税相当というのは、私の家はどうかと。というのは、目安としては、国のホームページを見ると、東京都の事例なんだろうけれども、主立った金額、世帯収入とか出ているんですが、水戸市の場合というのは、そういうのは、基準とい

うのは、例えばコールセンターに電話があったとき、こうですよとかという御説明はされているのであれば、金額とかを教えていただければ。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

家計急変世帯については、委員御指摘のとおり、支給要件が複雑でありますので、丁寧な分かりやすい周知が必要であると考えております。特にその収入の目安の表でございますが、必ず家計急変世帯の申請をする際に、申請書とともに申立書というところに記入をいただいて、市のほうに提出していただくようになっております。そこに、水戸市の家族構成による早見表、収入基準表も載せておりますが、それと、市のホームページにも載せておりますが、コールセンターにお問合せいただいた際にも、その早見表、それからシステムのほうで、対象となる方に丁寧にお聞きしながら、そこは該当しませんとか、そこはちょっと足りませんとか、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この部分も、私のところもちょっと問合せが来始めておりまして、やっぱり分からないと。ホームページとか、パソコンを見られない方、年齢をある程度重ねた方にとっては、非常に分かりづらい、また電話も分からない、コールセンターも分からないという中で、報道では、私は該当するんじゃないかという方が申請したいが、申請しても駄目なんじゃないか、大丈夫じゃないかという方はおられるので、高齢の方なんか、ホームページもLINEもスマホも持っていないという方をどう対応していくかというところは非常に危惧するところありますので、その辺しっかりと対応を丁寧をお願いしたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようですので、報告第2号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出案件についての質疑は全て終了いたしました。

委員の皆様方に、今からちょっとお諮りするんですが、今から採決なんですが、ちょっとお昼を過ぎていきますので、このまま継続するか、それとも、一旦暫時休憩するか。

○袴塚委員 我々は、自分の都合だからいいんだけど、執行部のほうは労働時間が決まっているからさ、皆さんが、執行部がいいよと言うんだつたらば、僕は続けていただいたほうがいい。執行部が嫌だよと、俺は帰るんだというなら。

○木本委員長 執行部の皆さんどうでしょうか、今、労働基準も厳しいんですけれども、御了承いただいてよろしいですか。

それでは継続させていただきます。

これより、各案件等について御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

それでは、議案第1号について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 意見について言いますと、対象の方に漏れなく届くように、鋭意頑張っていただきたいという

意見を申しまして、賛成いたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 先ほども申し上げたんですが、役所的にはもう決まっている枠で全部把握していますということですが、国会でも議論になっているんですが、しっかりと丁寧な対応をしていただきたいと、実質的な家庭の状況を見ていただきたいというのが、議員としてはそういう思いです。よろしく申し上げます。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第1号について採決いたします。

議案第1号中第1表中歳出中第3款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第1号について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 こちらも今の質問の中で、期限が大分目の前に迫っているということで、必ず対象者に確実に届くように頑張っていたきたいという意見を申しまして、賛成いたします。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 2月末が申請期限ということでありました。該当する高校生相当の年齢の方に対しまして、紙で案内するということでもありますので、もう確実にこの部分は進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第1号について採決いたします。

報告第1号中第1表中歳出について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第1号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第2号について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 報告第2号のうちの生活困窮世帯緊急支援につきましては、非課税世帯でプッシュ型で振り込める方は確実にやっていただきたいということなんですけれども、それ以外の家計急変世帯、あるいは転入されてきて、市が把握されていない世帯で、申請が必要な世帯がかなりいらっしゃるということで、周知もなかなか大変だと思いますけれども、しっかりと周知をし、丁寧な相談に乗っていただき、こちらも該当する方が漏れることなく支給されるように御努力願いたいと意見を申しまして、賛成いたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 土田委員と同じようになるんですが、この家計急変世帯に関しましては、先ほども申立書の記入によりますということで、早見表で見て御案内していますということだったんですが、もうちょっと分かりやすく、報道では知っているけれども、どうしたらいいのかという方がこれからまた多くなってくると思います。どうか分かりやすい丁寧な情報提供をしていただきたいというふうに思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第2号について採決いたします。

報告第2号中第1表中歳出について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第2号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第1号ほか2件についての質疑は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については先ほどの審議の過程で出た意見等も参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

袴塚委員。

○袴塚委員 これから、恐らくこういう事案については、専決処分が多くなると思うんです。今、まん延防止も出ているし。こういう中で、専決処分した場合に、例えば1月11日は別にしても、12月とかある程度月数がたっているものについては、現在の状況、専決処分してから、現在までにどのくらい進捗しているのか、どのくらいの成果を上げているのか、その残った部分をどんなふうにするという予定があるのか、この辺も専決処分の中でちょっと御説明をいただくと、質疑の時間が随分省けるのかなというふうに思うし、我々もいらいらしなくても済むのかなというふうに思いますので、そういった報告の仕方に変えていただければ、全ての部でありがたいなというふうに思いますので、すみません、よろしくお願いします。

○木本委員長 それでは、執行部の皆様、そういった対応を、今後丁寧をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時12分 散会